

第2章



星空

就労・住居の確保等を通じた 自立支援のための取組

第1節	就労の確保等	44
第2節	住居の確保等	63

第1節 就労の確保等

1 職業適性の把握と就労につながる知識・技能等の習得

(1) 職業適性の把握等【施策番号1※¹】

(2) 施設内から社会内への一貫した指導・支援スキームの確立【施策番号2】

法務省は、一部の矯正管区及び刑事施設※²において、2020年度（令和2年度）から、就労の確保及び職場定着に困難が伴う受刑者に対して、更生保護官署※³と連携して、アセスメントに基づく矯正処遇、生活環境の調整及び就労の確保に向けた支援等を一体的に行う包括的な就労支援を実施している（2023年（令和5年）4月現在、札幌刑務所、川越少年刑務所、名古屋刑務所、加古川刑務所及び福岡刑務所の5庁を実施庁に指定）。

また、2023年12月からは、全ての新受刑者への処遇調査※⁴において、必要に応じて福祉専門官、就労支援専門官※⁵等も加わるなどし、社会復帰支援への意向・動機付けの程度、希望職種、職歴等の職業適性等に係る情報をより詳細に把握した上、改善更生及び円滑な社会復帰に資する作業並びに改善指導の指定等ができるよう努めている。

その他、2014年度（平成26年度）から、保護観察所から委託を受けた民間事業者が、矯正施設※⁶在所中における就職先確保のための支援から就職後の就労継続に必要な寄り添い型の支援までを行う更生保護就労支援事業（【施策番号7ウ】参照）を実施しており、2024年度（令和6年度）には28庁の保護観察所において実施している。

(3) 就労に必要な基礎的能力等の習得に向けた処遇等【施策番号3】

法務省は、矯正施設において、就労支援体制の充実のため、2006年度（平成18年度）から非常勤職員である就労支援スタッフ※⁷を配置し、2019年度（令和元年度）からは常勤職員である就労支援専門官を配置しているほか、2022年度（令和4年度）からは、就労支援の要となる統括矯正処遇官（就労支援担当）※⁸を配置している。

刑事施設では、受刑者に対して、特別改善指導（【施策番号62】参照）として、就労に必要な基本

※1 第二次再犯防止推進計画（https://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/hisho04_00036.html）との対応状況を明らかにするために付しているもの。

※2 刑事施設
刑務所、少年刑務所及び拘留所をいう。

※3 更生保護官署
地方更生保護委員会及び保護観察所をいう。

※4 処遇調査
刑事施設において受刑者の処遇に必要な基礎資料を得られるよう、その資質及び環境に関し、必要に応じて医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識及び技術を活用し、面接、診察、検査、行動観察その他の方法によって行う科学的調査のこと。

※5 就労支援専門官
キャリアコンサルタント等の資格を有する常勤職員。就労支援対象者のうち、特に配慮を要する受刑者等に対する面接・指導のほか、就労支援スタッフ等に対する助言指導等を行っている。

※6 矯正施設
刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。
なお、婦人補導院は、2024年（令和6年）4月1日に廃止された。

※7 就労支援スタッフ
キャリアコンサルティング等の専門性を有する非常勤職員。受刑者等に対する面接・指導のほか、ハローワークや事業主との連絡調整業務等を担っている。

※8 統括矯正処遇官（就労支援担当）
刑事施設内での就労支援を担当する幹部職員。就労支援スタッフや就労支援専門官を指導・監督するほか、関係機関及び団体との連絡調整業務等を担っている。



的スキルやマナーを習得させるとともに、出所後の就労に向けて就労準備指導^{※9}（資2-3-1 参照）を実施している。2023年度（令和5年度）の受講開始人員は2,791人（前年度：2,868人）であった。

資2-3-1 就労準備指導の概要



刑事施設における特別改善指導

就労準備指導

- 指導の目標
社会復帰後に就労した職場で円滑な人間関係を保ち、仕事が長続きすることを目的として、職場に適應するための心構え及び行動様式を身に付けさせるとともに、職場等において直面する具体的な場面を想定した対応の仕方等、就労生活に必要な基礎的知識及び技能等を習得させる。
- 対象者
・職業訓練を受け、釈放後の就労を予定している者 又は
・釈放の見込日からおおむね1年以内であり、稼働能力・就労意欲を有する者のうち、刑事施設の長が本指導をすることが必要であると認めた者
- 指導者
刑事施設の職員（法務教官、法務技官、刑務官）、民間協力者（SST指導者）等
- 指導方法
SST（ソーシャル・スキルズ・トレーニング）、講義、視聴覚教材 等
- 実施頻度等
1単元50分 全10単元 標準実施期間：5日間

カリキュラム

項目	指導内容	方法
オリエンテーション	受講の目的と意義を理解させるとともに、職業人として社会生活を営む上で必要な基礎知識（賃金・求人求職の状況等）について理解させる。	講義
これまでの就労生活と自己の問題点	これまでの就労生活を振り返らせ、自己の問題点について考えさせる。	講義、グループワーク
就労（社会）生活に必要な基本的スキルとマナー	職業人として社会生活を営む上で必要な、基本的スキル（相手との円滑なコミュニケーションの方法等）及びマナー（あいさつ、身だしなみ、お辞儀の仕方、電話対応の仕方等）について、演習等を通じて習得させる。	講義、演習、視聴覚教材視聴、SST、グループワーク
問題解決場面への対応	職場において、危機的な場面に陥った場合の対処法について、SSTを通じて具体的・実践的に習得させる。	
就労に向けての取組	履歴書の書き方、面接のポイント等、出所後、就職活動をするに当たって必要な事項や手続に関する知識や技能を習得させるとともに、実際に就労生活を始めてからの心構え等について理解させる。 さらに、出所後の生活計画を立てさせ、その実現のための具体的な方法（各種就労支援制度の利用を含む。）を考えさせる。	講義、演習、視聴覚教材視聴、SST、課題作成、グループワーク

出典：法務省資料による。

※9 就労準備指導
2024年度（令和6年度）からは、就労意欲を喚起させ、就労の重要性や仕事に必要な心構え等に焦点を当てたカリキュラムに変更する予定としている。

また、2011年度（平成23年度）からは、受刑者の勤労意欲を喚起するとともに、社会への貢献を実感させることで、その改善更生、社会復帰を図ることを目的として、公園の清掃作業などの社会貢献作業を実施している。2023年度は、刑事施設50庁（前年度：37庁）が、79か所（前年度：55か所）の事業主体と協定を結んで実施した。

刑事施設及び少年院では、受刑者等の職業意識^{かん}を涵養し、就労意欲を喚起することを目的として、協力雇用主^{※10}等の出所者等を雇用した経験のある事業主等による職業に関する講話を実施している（2023年度には、55庁（前年度：37庁）において延べ72回（前年度：44回）の講話を実施し、延べ3,009人（前年度：2,214人）の受刑者等が受講）。

少年院では、職場への定着が出院後の再非行防止に有効であるとの観点から、在院者に対し、職業指導の一環として、就労及び職場定着のために必要な知識及び技能の習得を図ることを目的として、職業生活設計指導科を設けている。職業生活設計指導科では、受講者全員に対して統一的行う必修プログラム64単元（就労支援ワークブック、ビジネスマナー、パソコン操作能力等）と、受講者個々の必要性に応じて選択的に行う選択プログラム（安全衛生ベーシック講座、接客業ベーシック講座、成年就労ベーシック講座等）を定めており、必修プログラムに加え、選択プログラム30単元（5講座）のうち12単元（2講座）以上を組み合わせで行うこととしている。少年院における処遇の概要については【施策番号56】を参照。

保護観察所では、ハローワークと連携して、保護観察対象者等のうち、就労体験の乏しい者、就労に必要な知識・技能が身に付いていない者等に対して、刑務所出所者等総合的就労支援対策【施策番号7ア】参照）による就労支援を行っている。また、少年の保護観察対象者に対しては、必要に応じて、職業人として望ましい勤労観・職業観を醸成することを目的としたジョブキャリア学習を実施し、社会的・職業的自立に向けた基礎となる能力や態度の育成に努めている。

（4）刑事施設における受刑者の特性に応じた刑務作業の充実等【施策番号4】

法務省は、府中刑務所において、2020年度（令和2年度）から、高齢により日常生活に支障が生じている者や心身の疾患等を有する者に対して、作業療法士等の専門的評価やアドバイスを得ながら、身体機能及び認知機能の維持・向上を図り、段階的に一般的な生産作業に移行させるとともに、社会復帰に向けて身体機能及び認知機能を維持又は向上させる機能向上作業を試行し、2024年度（令和6年度）には同様の取組を12庁で実施している。

さらに、広島刑務所及び広島少年院において、2019年度（令和元年度）から、知的能力に制約がある、あるいは集中力が続かないなどの特性を有しているため、一般就労が困難な者や継続できない者について、矯正施設在所中に、社会復帰に必要な認知機能等を向上させることにより就労や職場定着を図ることを目的として、広島大学と連携し、作業療法を活用したプログラムの実施等を試行した。この試行の結果を踏まえて、刑事施設においては、2023年度（令和5年度）から、同プログラムの実施庁を10庁に拡大した。

（5）刑事施設における職業訓練等の充実【施策番号5】

法務省は、刑事施設において、刑務作業の一つとして、受刑者に職業に関する免許や資格を取得させ、又は職業上必要な知識や技能を習得させるために、職業訓練を実施している。2023年度（令和5年度）には、建設機械科、介護福祉科、溶接科、ビジネススキル科等の合計59科目（前年度：57科目）の職業訓練を実施し、9,168人（前年度：1万771人）が受講した。そのうち、溶接技能者、自動車整備士、介護福祉士実務者研修の資格又は免許を取得した者は、延べ6,829人（前年度：6,491

※10 協力雇用主

保護観察所において登録し、犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。

人)であった。また、職業訓練がより出所後の就労に資するものとなるよう、有効求人倍率や企業からの受刑者雇用に係る相談件数、内定率、充足率等を考慮しながら、社会ニーズに沿った訓練科目等への見直しを行っており、2024年度(令和6年度)には、2023年度に引き続き、建設・土木に関連する職業訓練を一部集約・統合して、同一施設において、より幅広い分野の資格を取得させるなど、訓練内容の更なる充実化を図っている。

2018年度(平成30年度)からは、イメージと実際の就労環境のかい離を解消させることで、出所後の就職先への定着を図ることを目的として、刑事施設在所中に内定企業や就労を希望する業種での就労を体験する職場体験制度を導入しており、2023年度は9庁で15人(前年度:8庁12人)が職場体験を実施した。

また、2023年度から新たに、職業訓練により習得した知識・技能等の定着を図る目的で、釈放が近い時期に再度関連技能等を復習する職業訓練をビジネススキル科及び建築・土木コースの受講対象者に実施している。

さらに、一定の要件を備えている受刑者について、釈放後の住居又は就業先の確保等のために引受人^{※11}や雇用主等を訪問するなどの必要があるときに、外出又は外泊を許すことがある(2023年度は、外出36件(前年度:18件)、外泊0件(前年度:0件))。加えて、円滑な社会復帰を図るため必要があるときに、刑事施設の外で民間企業の事業所等に通勤させて、作業を行わせる外部通勤作業を実施しており、2023年度末時点では、17庁において22か所の木工・金属・農業等の外部事業所がある。

少年院では、在院者の勤労意欲を高め、職業上有用な知識及び技能を習得させるために、原則として全ての在院者に職業指導を実施している。2022年度(令和4年度)には、少年法等の一部を改正する法律(令和3年法律第47号)の施行に合わせて、職業指導の再編(資2-5-1参照)を行い、新たに製品企画科、総合建設科、生活関連サービス科及びICT技術科を設け、時代のニーズに対応した能力の取得を目指している。なお、職業指導により、コンピューターサービス技能評価試験、介護職員初任者研修等、何らかの資格を取得した在院者は、2023年(令和5年)は、延べ2,816人(前年:2,780人)であった。

保護観察所では、刑務所出所者等に対する就労支援を推進するとともに、矯正施設における職業訓練の充実にも資するよう、地元経済団体・業界団体、主要企業、産業・雇用に関わる行政機関、矯正施設、更生保護関係団体等が参集する刑務所出所者等就労支援推進協議会を毎年主催し、刑務所出所者等を各産業分野の雇用に結び付けるための方策や人手不足等の産業分野に送り出すための方策等について情報交換や協議を行っている。

(6) 資格制限等の見直し【施策番号6】

法務省は、2021年(令和3年)に、外部有識者を構成員とした「前科による資格制限の在り方に関する検討ワーキンググループ」^{※12}を設置し、同ワーキンググループにおいて、制限を緩和すべき資格に関するニーズ調査や、資格を所管する関係省庁からのヒアリングを行うなどして所要の検討を進め、2023年(令和5年)3月にその結果を取りまとめた。法務省は、2023年、同取りまとめ結果に基づき、関係省庁に対し、前科による資格制限の在り方等の見直しについての検討を依頼した。

※11 引受人

刑事施設、少年院に収容されている者が釈放された後に同居するなどしてその生活の状況に配慮し、その改善更生のために特に協力をする者をいう。

※12 前科による資格制限の在り方に関する検討ワーキンググループの開催状況
https://www.moj.go.jp/hisho/seisakuhyouka/hisho04_00050.html



資 2-5-1 少年院における職業指導種目の再編

職業指導種目の発展的再編

少年院法第25条(職業指導)

少年院の長は、在院者に対し、勤労意欲を高め、職業上有用な知識及び技能を習得させるため必要な職業指導を行うものとする。

▶ 時代のニーズに応じて再編



<職業指導種目>

※ 赤字は令和4年4月1日から再編した種目

職業生活設計指導

種目

- ・職業生活設計指導科
- ・職業生活技能向上指導科

職業能力開発指導

種目

- ・製品企画科
- ・総合建設科
- ・自動車整備科
- ・介護福祉科
- ・生活関連サービス科
- ・ICT技術科

【職業生活技能向上指導科】

情緒の安定を図りながら、職業生活における自立を図るための知識及び技能を習得する。
(農園芸コース、手工芸コース)

【製品企画科】

製品の企画から展示・販売までを実践的に学ぶ。
(アグリコース、クラフトコース)



【総合建設科】

幅広く建築に関連する技能を習得する。
(土木・建築コース、建物設備コース)



【生活関連サービス科】

洗濯、清掃、環境整備等の生活に関連する技能を取得する。
(クリーニングコース、サービスコース)



【ICT技術科】

ITパスポート、マイクロソフトオフィススペシャリストの取得、プログラミング学習等、幅広くICT技術を学ぶ。



出典：法務省資料による。

2 就職に向けた相談・支援等の充実

(1) 刑務所出所者等総合的就労支援を中心とした就労支援の充実【施策番号7】

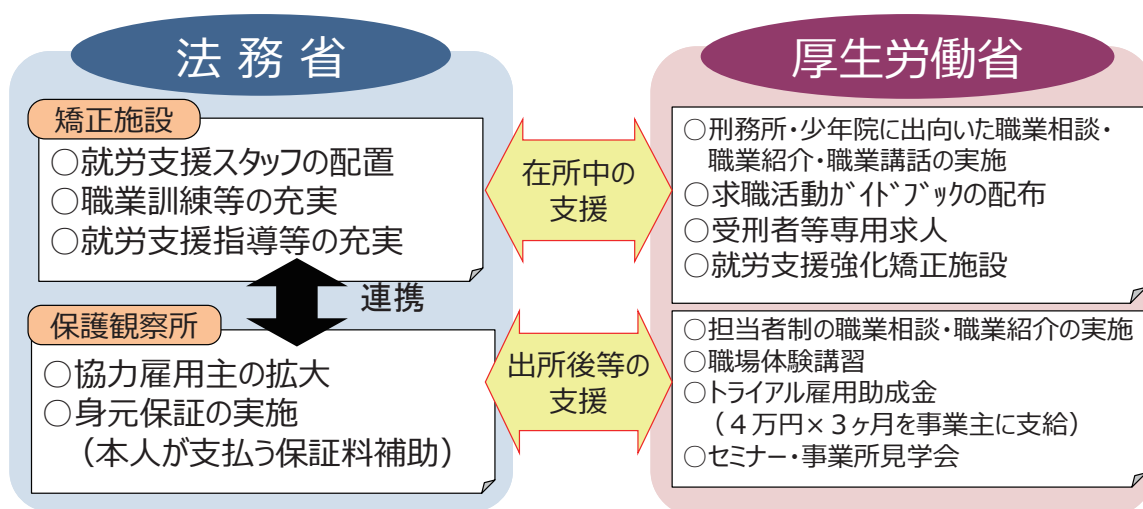
ア 刑務所出所者等総合的就労支援対策

法務省及び厚生労働省は、2006年度(平成18年度)から、刑務所出所者等の就労の確保のため、刑務所出所者等総合的就労支援対策(資2-7-1参照)を実施している。

資 2-7-1 刑務所出所者等総合的就労支援対策の概要

刑務所出所者等総合的就労支援対策

- 刑務所出所者等の就労支援を総合的・一元的に実施
- 法務省と厚生労働省（矯正施設・保護観察所・ハローワーク）との連携を強化



出典：法務省資料による。

この取組は、矯正施設在所者に対して、ハローワークと矯正施設が連携して、本人の希望や適性等に応じて職業相談、職業紹介、事業主との採用面接、職業講話等を実施するなどして計画的に支援を行うとともに、保護観察対象者等に対して、ハローワークと保護観察所が連携して、本人に適した就労支援の方法を検討した上で、職業相談・職業紹介を実施するものである。2023年度（令和5年度）は合計6,185人（前年度：6,219人）に対して支援を実施し、合計3,072件（前年度：3,004件）の就職が実現した。

また、保護観察所とハローワークが連携して、求職活動のノウハウ等を修得させ、就職の実現を図ることを目的とする「セミナー」、実際の職場や社員寮等を見学させることにより、事業所に対する理解の促進を図る「事業所見学会」、実際の職場環境や業務を体験させる「職場体験講習」、保護観察対象者等を試行的に雇用した協力雇用主に対し、最長3か月間、月額4万円（最大）を支給する「トライアル雇用」等の支援メニューを提供している。2023年度は、セミナー・事業所見学会21回（前年度：6回）を開催し、トライアル雇用により52人（前年度：59人）が採用された。

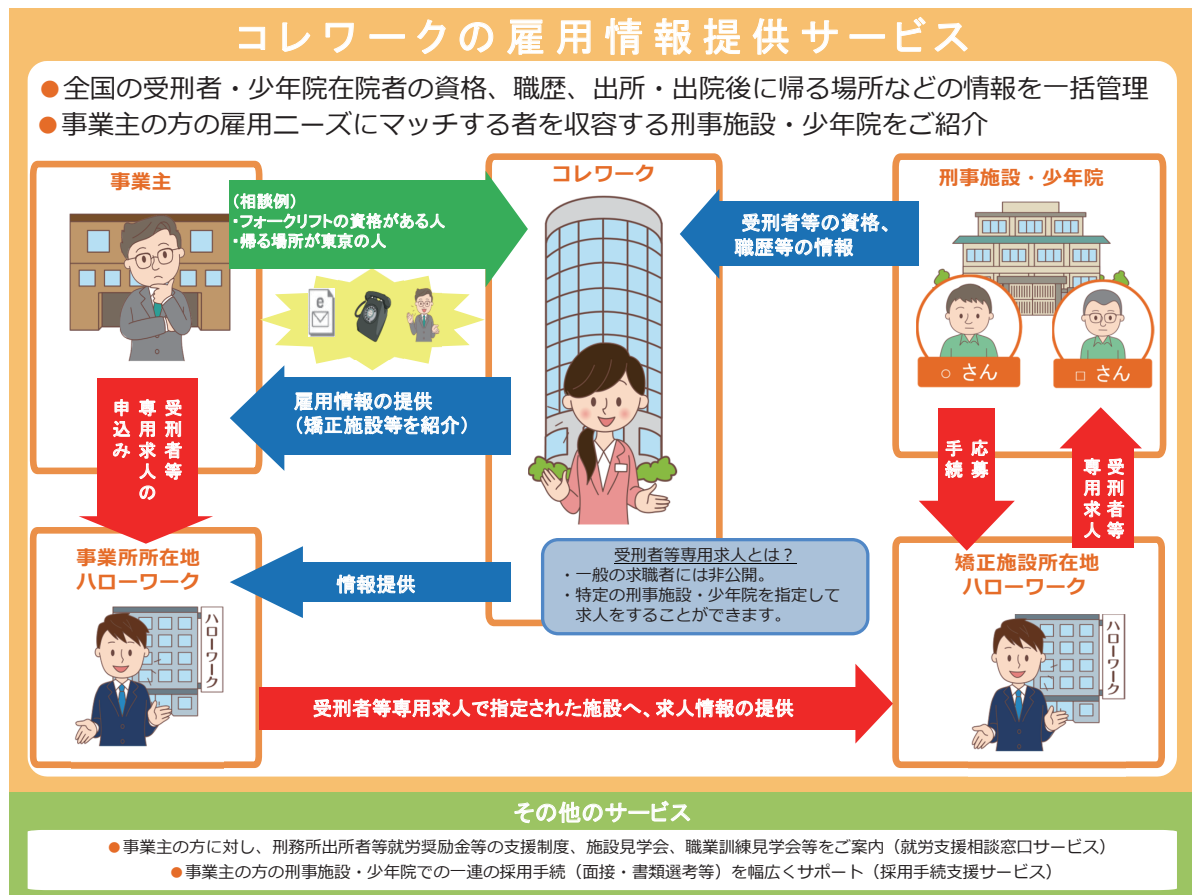
イ 矯正就労支援情報センター室（コレワーク）

法務省は、全国8矯正管区（札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、高松及び福岡）に矯正就労支援情報センター室^{※13}（通称「コレワーク」）。以下「コレワーク」という。資2-7-2参照）を設置し、各矯正管区が所管する地域の雇用情勢等に応じた、よりきめ細かな支援体制等の充実を図っている。

※13 コレワークウェブサイト
<https://www.moj.go.jp/KYOUSEI/CORRE-WORK/index.html>



資 2-7-2 矯正就労支援情報センター室（コレワーク）の概要



出典：法務省資料による。

コレワークでは、受刑者等の帰住予定地^{*14}や取得資格等の情報を一括管理し、出所者等の雇用を希望する事業者の相談に応じ、事業者のニーズに適合する者を収容する矯正施設を紹介するなどしている。2023年度は、事業者からの相談数は3,232件（前年度：2,986件）、採用内定件数は754件だった。

ウ 更生保護就労支援事業

法務省は、保護観察所において、2014年度（平成26年度）から、更生保護就労支援事業（資2-7-3参照）を開始しており、2024年度（令和6年度）は、28庁（前年度：27庁）で実施している。この事業は、就労支援に関するノウハウや企業ネットワーク等を有する民間の事業者が、保護観察所から委託を受けて、そのノウハウを活用して刑務所出所者等の就労支援を行うものである。具体的には、矯正施設在所中から就職まで切れ目のないきめ細かな就労支援を行う「就職活動支援」並びに就労継続に必要な寄り添い型の支援を協力雇用主及び刑務所出所者等の双方に行う「職場定着支援」の各取組を行っている。2023年度は、就職活動支援2,052件（前年度：2,020件）、職場定着支援1,224件（前年度：1,133件）を実施した。

※ 14 帰住予定地

刑事施設、少年院に収容されている者が釈放された後に居住する予定の住居の所在地をいう。

資 2-7-3 更生保護就労支援事業の概要

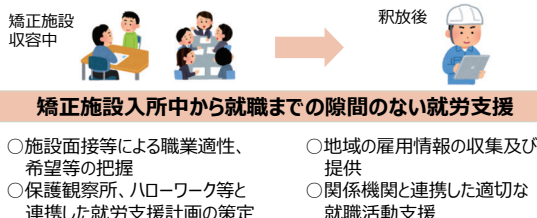
更生保護就労支援事業

就労支援に関するノウハウや企業ネットワーク等を有する民間の事業者が保護観察所から委託を受け、保護観察所と連携しつつ、刑務所出所者等のうち就労の確保が困難な人に対し、関係機関等と協力して継続的かつきめ細かな支援を行うとともに、就労継続に必要な寄り添い型の支援を行う事業



- 専門的知識や経験を有する「**就労支援員**」を配置
- 令和6年度 **全国28庁**で実施（札幌、釧路、盛岡、仙台、福島、水戸、宇都宮、前橋、さいたま、千葉、東京、横浜、新潟、静岡、岐阜、名古屋、津、京都、大阪、神戸、岡山、広島、山口、高松、松山、福岡、熊本、那覇）
※津は令和6年7月から実施

就職活動支援業務



職場定着支援業務



出典：法務省資料による。

エ その他

法務省は、厚生労働省と連携し、矯正施設において、2014年（平成26年）から、刑務所出所者等の雇用を希望する事業者が、矯正施設を指定した上でハローワークに求人票を提出することができる「受刑者等専用求人」の運用を行っている。

2015年度（平成27年度）からは、ハローワーク職員が「就労支援強化矯正施設」に指定された刑事施設に相談員として駐在して支援を実施する取組も開始している。この取組では、刑事施設に駐在しているハローワーク職員が、受刑者に対して複数回にわたる職業相談・職業紹介等を実施するとともに、本人の帰住予定地に所在するハローワークとも連携するなどして、早期の段階から濃密な支援を実施している（2024年度は刑事施設38庁、少年院3庁に駐在）。

また、2018年度（平成30年度）からは、ハローワークと連携して、矯正施設に刑務所出所者等の雇用を希望する事業者を招き、企業情報の提供や合同での採用面接等を行う「就労支援説明会」（写真2-7-1参照）を開催し、事業者と就職を希望する受刑者とのマッチングの促進に努めている。2023年度は、「就労支援説明会」を延べ116回（前年度：延べ81回）開催し、これに、延べ3,767人（前年度：延べ3,509人）の受刑者等が参加しており、24件（前年度：40件）の採用内定に結び付けた。

さらに、法務省及び国土交通省は、刑務所出所者等を対象とした船員の求人情報の共有等の就労支援を実施している。

写真 2-7-1 就労支援説明会の様子



写真提供：法務省

(2) 非行少年に対する就労支援【施策番号8】

警察は、非行少年を生まない社会づくり（【施策番号58】参照）の一環として、問題を抱え再び非行に走る可能性がある少年及びその保護者に連絡し、専門的な機関との協働による活動も念頭に、継続的に声を掛けるほか、地域の人々と連携した多様な活動機会の提供や居場所づくりのための取組等によってその立ち直りを図る「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」を推進している。

そうした取組の一環として、少年サポートセンター※¹⁵が主体となって、就労を希望する少年に対し、就職や就労継続に向けた支援を行っている（写真2-8-1参照）。

写真 2-8-1 就労支援の様子

写真提供：警察庁

3 協力雇用主の開拓・確保及びその活動に対する支援の充実**(1) 多様な業種の協力雇用主の確保【施策番号9】**

法務省は、コレワーク（【施策番号7】参照）において、刑務所出所者等の雇用に興味がある企業等に対して、刑務所出所者等の雇用に関する制度等について説明する雇用支援セミナーや、同セミナーと矯正施設の見学をセットにしたスタディツアー（写真2-9-1参照）等を開催するなど、刑務所出所者等の雇用にに関する働き掛けを積極的に実施しており、2023年度（令和5年度）には、1,934件（前年度：1,609件）の広報活動を実施した。

また、2015年度（平成27年度）から、法務省が発注する矯正施設の小規模な工事の調達について、協力雇用主としての刑務所出所者等の雇用実績を評価する総合評価落札方式による競争入札を実施している。さらに、更生保護官署が少額の随意契約による調達を行う場合には、見積りを求める事業者の選定に当たって、当該契約案件に適した協力雇用主を含めるよう考慮している。その結果、更生保護官署が発注した公共調達について、協力雇用主が受注した件数は2023年度は25件（前年度：22件）であった。

以上のほか、2023年（令和5年）12月末現在、全国の都道府県及び市区町村のうち、協力雇用主としての刑務所出所者等の雇用実績等について、入札参加資格の審査で評価している地方公共団体は198団体、総合評価落札方式において評価している地方公共団体は79団体であった（資2-9-1参照）。

写真 2-9-1 スタディツアーの様子

写真提供：法務省

※ 15 少年サポートセンター

都道府県警察に設置され、少年補導職員を中心に非行防止に向けた取組を行っている。

資 2-9-1 地方公共団体による協力雇用主支援等の現状

地方公共団体による協力雇用主支援等の現状

取組の根拠

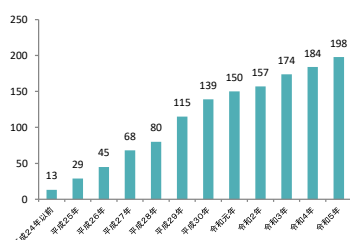
再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）（抄）

第十四条 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主（犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。）の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

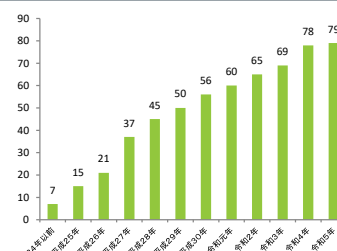
第二十四条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

入札参加資格審査における
優遇措置総合評価落札方式における
優遇措置

入札参加資格審査又は総合評価落札方式において、協力雇用主として登録している場合、あるいは、協力雇用主として保護観察対象者や更生緊急保護対象者を雇用した実績がある場合に、社会貢献活動や地域貢献活動として加点するもの。



198団体



79団体

※ 令和5年12月末現在で、それぞれの優遇措置を実施していることを保護観察所で把握できた団体数。

出典：法務省資料による。

保護観察所では、各都道府県の就労支援事業者機構^{※16}や更生保護関係者、矯正施設、労働局、ハローワーク、地方公共団体、商工会議所等経済・産業団体その他関係機関・団体等と連携して、協力雇用主募集パンフレット^{※17}の配布、協力雇用主募集ポスター^{※18}の掲示、事業所への個別訪問、説明会の開催等を通じて協力雇用主に係る広報活動を積極的に行い、協力雇用主の少ない業種を含め多様な業種の協力雇用主の開拓・確保に努めるとともに、保護観察対象者等の雇用についての理解と協力を求めている。

これらの取組により、協力雇用主の数は、2023年10月現在、24,969社となっている（【指標番号9】参照）。

なお、保護観察所において協力雇用主を登録する手続は、警察庁及び厚生労働省と協議した上で2018年（平成30年）8月に作成した「協力雇用主登録等要領」に基づいて適切に運用している。

農林水産省は、2016年度（平成28年度）から、農林漁業の関係団体のほか、個別の事業者に対しても、新規雇用に関する補助事業の説明会等において、協力雇用主制度の周知・登録要請等を行っ

※16 就労支援事業者機構

犯罪をした人等の就労の確保は、一部の善意の篤志家だけでなく、経済界全体の協力と支援により成し遂げられるべきとの趣旨に基づいて設立され、事業者の立場から安全安心な社会づくりに貢献する活動を行う法人。認定特定非営利活動法人全国就労支援事業者機構（全国機構）と50の都道府県就労支援事業者機構（都道府県機構）がある。

全国機構は、中央の経済諸団体（日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会）や大手企業関係者が発起人となり設立され、都道府県機構等に対する助成や協議会の開催等全国的なネットワークでの事業推進を図っており、都道府県機構は、協力雇用主等を会員に持ち、保護観察所等の関係機関や保護司等の民間ボランティアと連携し、具体的な就労支援の取組を行っている。

※17 及び 18 協力雇用主募集のパンフレット及びポスター

https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo02_00030.html



ている。なお、農林漁業関係の協力雇用主の数は、2023年10月1日現在、457社（前年：474社）であった。

（2）協力雇用主等に対する情報提供【施策番号 10】

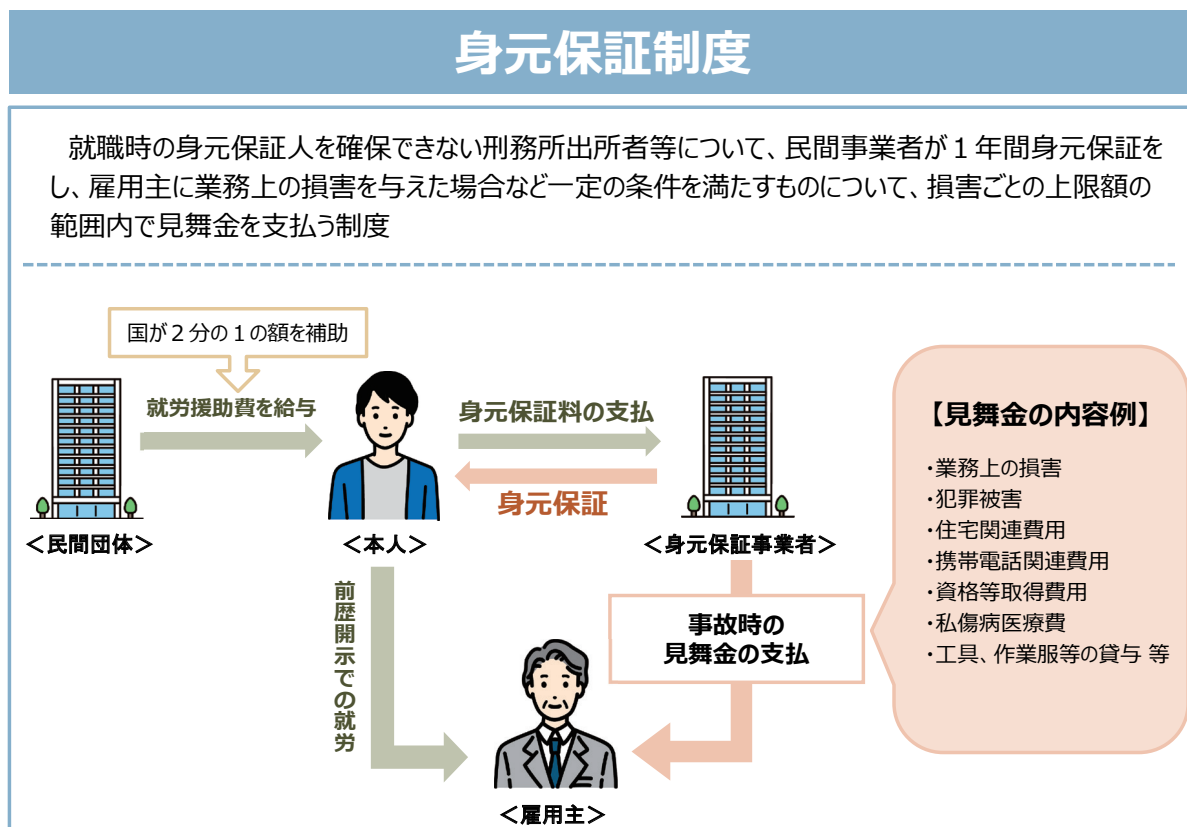
法務省は、厚生労働省と連携し、刑務所出所者等の就労支援に係る各種制度を紹介するパンフレットを作成し、協力雇用主等に配布して更なる理解促進に努めている。保護観察所では、協力雇用主を対象とした研修等を実施し、協力雇用主として承知しておくべき基本的事項や雇用管理上の留意すべき事項について情報提供を行っているほか、協力雇用主の間では、実際に刑務所出所者等を雇用する上でのノウハウや活用できる支援制度、危機場面での対処法等について、相互に情報交換が行われている。

また、協力雇用主が刑務所出所者等を雇用する上で必要な個人情報については、保護観察所において、当該刑務所出所者等から同意を得た上で提供している。

（3）協力雇用主の不安・負担の軽減【施策番号 11】

法務省は、刑務所出所者等が雇用主に業務上の損害を与えた場合等に見舞金が支払われる身元保証制度（資 2-11-1 参照）の活用、刑務所出所者等と雇用主の双方への寄り添い型の支援を行う更生保護就労支援事業（【施策番号 7ウ】参照）の実施、刑務所出所者等を雇用して指導に当たる協力雇用主に対し年間最大 72 万円を支給する刑務所出所者等就労奨励金支給制度（資 2-11-2 参照）の活用、受刑者の採用面接等を行う協力雇用主等に対する面接時の矯正施設までの旅費の支給等により、協力雇用主の不安や負担の軽減を図っている。刑務所出所者等就労奨励金支給制度においては、2022 年度（令和 4 年度）に、他の年齢層と比べて、職場定着に困難を抱えやすい 18・19 歳の者を雇用し、かつ、その者に対して手厚く指導に当たる協力雇用主に対して、加算金を支給する制度を導入してい

資 2-11-1 身元保証制度の概要

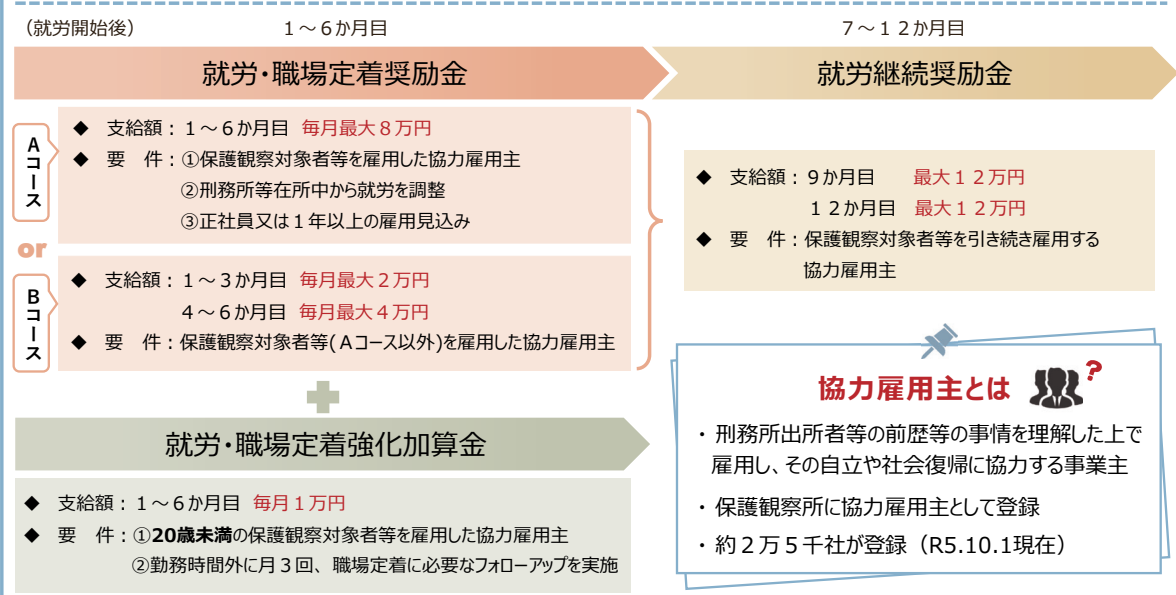


出典：法務省資料による。

資 2-11-2 刑務所出所者等就労奨励金支給制度の概要

刑務所出所者等就労奨励金支給制度

保護観察対象者又は更生緊急保護対象者を雇用し、保護観察所の依頼を受け、就労継続に必要な技能及び生活習慣等を習得させるための指導・助言を行った**協力雇用主**に対して、最長1年間、奨励金を支給する制度



出典：法務省資料による。

たところ、2023年度（令和5年度）からは、被雇用者が18歳未満の場合も加算対象とし、協力雇用主への支援の更なる充実を図った。2023年度は、身元保証を1,403件（前年度：1,372件）、刑務所出所者等就労奨励金の支給を2,661件（前年度：2,919件）実施した。

加えて、2018年度（平成30年度）からは、企業がコレワーク（【施策番号7イ】参照）に無料で電話相談ができる無料通話回線を開設しているほか、コレワークに刑務所出所者等の雇用について豊富な知見を持つ雇用支援アドバイザーを招へいして就労支援に係る相談会を実施するなど、刑務所出所者等を雇用する企業の不安や負担の軽減等に努めている。

（4）協力雇用主に関する情報の適切な共有【施策番号12】

法務省及び厚生労働省は、関係省庁における協力雇用主に対する支援の円滑かつ適切な実施に資するよう、協力雇用主募集のパンフレット及びポスター（【施策番号9】参照）を作成し、関係省庁に配布した上で、これを活用した積極的な広報を依頼している。

また、協力雇用主に関する情報を法務省ウェブサイトに掲載し、随時更新や見直しを行っている。

（5）国による雇用等の推進【施策番号13】

法務省及び厚生労働省は、2013年度（平成25年度）から、保護処分を受けた保護観察対象者^{※19}を非常勤職員として雇用する取組を行っており、2023年度（令和5年度）末までに、法務省89人（うち少年鑑別所79人）、厚生労働省1人の合計90人の少年を雇用了。雇用期間中は、少年の特性に

※19 保護処分を受けた保護観察対象者

非行により家庭裁判所から保護観察の処分を受けた少年や、非行により家庭裁判所から少年院送致の処分を受け、その少年院から仮退院した者。

配慮しつつ、就労を体験的に学ぶ機会を提供するとともに、必要に応じて少年からの相談に応じるなどのサポートを行っている。

法務省は、これらの取組実績を踏まえ、保護処分を受けた保護観察対象者を雇用する上での留意事項を整理した上で、2019年度（令和元年度）に、他の関係省庁に参考指針を示し、2023年度には、これを改定して、改めて関係省庁に対し、保護観察対象者の雇用受入れについて協力を求めている。

なお、地方公共団体のうち、保護観察対象者を雇用する取組を実施している団体は、2023年（令和5年）12月末時点で71団体であり、2010年（平成22年）から2023年までで、延べ82人の保護観察対象者が雇用された。

4 就労した者の離職の防止及び離職した者の再就職支援【施策番号 14】

法務省は、少年院において、2018年度（平成30年度）から、就労した者の離職を防止することを目的に、（公財）日本財団が実施している職親プロジェクト^{※20}の参加企業の協力を得て、少年院在院者を対象に職場体験を積極的に実施している。また、退院や仮退院をした者又はその保護者等から、就労に関することを含め、健全な社会生活を送る上での問題について相談を求められた場合において、相当と認めるときは少年院の職員が相談に応じることができる制度（少年院法第146条）を設けており、2023年（令和5年）には退院者等からの相談を729件（前年：802件）受け付けた。また、少年院を出院した者を雇用した協力雇用主等からの相談を受け付けているほか、コレワークにおいても、協力雇用主の相談に応じるなど継続的支援を行っている（【施策番号7イ】参照）。さらに、退院者等からの相談制度の積極的な活用を促すため、2024年度（令和6年度）からメールによる相談受付システムを導入する予定である。

少年鑑別所では、「法務少年支援センター」という名称を用いて、地域社会における非行及び犯罪に関する各般の問題について、少年、保護者等からの相談のほか、関係機関からの依頼に基づき情報提供、助言、心理検査等のアセスメント、その他の心理的援助等の各種の専門的支援を行うなど、地域社会のニーズに広く対応しており、2023年は、1万5,210件（前年：1万4,013件）の相談等を受け付けた。その一環として、犯罪をした者等に対しても、仕事や職場の人間関係の悩み等について相談に応じ、助言を行うなど支援を行っている。

保護観察所では、協力雇用主が保護観察対象者等を雇用した場合、その後のフォローアップとして、必要に応じ、保護観察官が当該協力雇用主のもとを訪問するなどし、保護観察対象者等の就業状況を把握するとともに、保護観察対象者等に離職やトラブル等のおそれがあると認められる場合、保護観察官が適時適切に当該保護観察対象者等に対する面接指導等を行い、離職の防止に努めている。また、更生保護就労支援事業（【施策番号7ウ】参照）における「職場定着支援」では、国から委託を受けた民間事業者が、被雇用者である刑務所出所者等への就労後の継続的な訪問・指導等の支援に加えて、協力雇用主に対しても、被雇用者への適切な指導方法等について助言を行うなど、被雇用者と協力雇用主双方への継続的な支援を行っている。

さらに、保護観察所において、離職した保護観察対象者に対し、保護観察官が面接指導等により再就職を促すなどしている。加えて、更生保護就労支援事業（【施策番号7ウ】参照）における「就職活動支援」では、就職活動に対する支援が必要と認められる保護観察対象者等に対し、更生保護就労支援事業所がきめ細かな支援を行っている。また、地域によっては、協力雇用主らが、協力雇用主のネットワーク組織である協力雇用主会を組織し、情報交換等を行いながら、保護観察対象者等の雇用に取り組んでいることから、同会との連携を通じて、離職者も含めた無職の保護観察対象者等の就職

※20 職親プロジェクト

（公財）日本財団と企業が連携し、少年院出所者や刑務所出所者の更生・社会復帰を就労・教育・住居・仲間づくりの面から包括的に支えることで、「誰でもやり直しができる社会」の実現を目指す民間発意の取組。2023年（令和5年）12月までに、累計534名の少年院出所者や刑務所出所者が職親企業（職親プロジェクトに参加している企業をいう。）に内定している。

支援を進めている。

厚生労働省は、ハローワークにおいて、就職した支援対象者や雇用主に対して、必要な相談・助言等を行い、離職を防止するための支援を行っている。

ハローワークの取組は【施策番号7】を参照。

5 一般就労と福祉的支援の狭間にある者の就労の確保

(1) 障害者・生活困窮者等に対する就労支援の活用【施策番号15】

法務省及び厚生労働省は、保護観察官、ハローワーク職員から構成される就労支援チームを設置して、障害者、生活困窮者も含めて、保護観察対象者等に対する就労支援を実施している（【施策番号7ア】参照）。

法務省は、矯正施設在所者のうち障害等により就労が困難な者に対し、社会内で利用できる就労支援制度を紹介するためのリーフレットを配布している。

厚生労働省は、障害を有している犯罪をした者等が、就労意欲や障害の程度等に応じて就労できるよう、引き続き、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業、就労継続支援B型事業、就労定着支援事業（以下「就労系障害福祉サービス」という。資2-15-1参照。）に取り組んでいる。

そうした中で、障害福祉サービス事業所が矯正施設出所者や心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）に基づく通院医療の利用者等である障害者（以下「矯正施設出所者等である障害者」という。）を受け入れるに当たっては、①きめ細やかな病状管理、②他者との交流場面における配慮、③医療機関等との連携等の手厚い専門的な対応が必要であるため、「社会生活支援特別加算」において、訓練系、就労系障害福祉サービス（就労定着支援事業を除く。）事業所が、精神保健福祉士等の配置により矯正施設出所者等である障害者を支援していること又は病院等との連携により精神保健福祉士等が事業所を訪問して矯正施設出所者等である障害者を支援していることを報酬上評価することで、受入れの促進を図ることとしている。

また、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく、就労準備支援事業（資2-15-2参照）や就労訓練事業（資2-15-3参照）により、犯罪をした者等を含む一般の企業等での就労が困難な生活困窮者に対する就労支援を行っており、個々の状態像に合わせた個別の支援を展開している。

さらに、福祉事務所設置地方公共団体の任意事業である就労準備支援事業について、2018年度（平成30年度）から、その実施を努力義務としたほか、対象者の年齢要件を撤廃し65歳以上も利用可能とすること等により、多様化する就労支援ニーズをとらえた事業の実施を図っている。

資 2-15-1 就労系障害福祉サービスの概要

障害者総合支援法における就労系障害福祉サービス

	就労移行支援事業 (規則第6条の9)	就労継続支援A型事業 (規則第6条の10第1項)	就労継続支援B型事業 (規則第6条の10第2項)	就労定着支援事業 (規則第6条の10の4)
事業概要	通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者に対して、①生産活動、職場体験等の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、②求職活動に関する支援、③その適性に応じた職場の開拓、④就職後における職場への定着のために必要な相談等の支援を行う。 (標準利用期間：2年) ※ 必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新可能	通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。 (利用期間：制限なし)	通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。 (利用期間：制限なし)	就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て、通常の事業所に新たに雇用され、就労移行支援等の職場定着の義務・努力義務である6月を経過した者に対して、就労の継続を図るために、障害者を雇用した事業所、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整、障害者が雇用されることに伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を行う。 (利用期間：3年)
対象者	① 企業等への就労を希望する者 ② 通常の事業所に雇用されている障害者であって主務省令で定める事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者 (R4障害者総合支援法改正法により新設) ※平成30年4月から、65歳以上の者も要件を満たせば利用可能。	① 移行支援事業を利用したが、企業等の雇用につけづかなかった者 ② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用につけづかなかった者 ③ 就労経験のある者で、現に雇用関係の状態にない者 ④ 通常の事業所に雇用されている障害者であって主務省令で定める事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者(R4障害者総合支援法改正法により新設) ※平成30年4月から、65歳以上の者も要件を満たせば利用可能。	① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者 ② 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者 ③ ①及び②に該当しない者で、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者 ④ 通常の事業所に雇用されている障害者であって主務省令で定める事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者(R4障害者総合支援法改正法により新設)	① 就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により日常生活又は社会生活上の課題が生じている者であって、一般就労後6月を経過した者
事業所数	2,941事業所 (国保連データ令和5年12月)	4,575事業所 (国保連データ令和5年12月)	17,059事業所 (国保連データ令和5年12月)	1,616事業所 (国保連データ令和5年12月)
利用者数	36,667人 (国保連データ令和5年12月)	88,967人 (国保連データ令和5年12月)	348,016人 (国保連データ令和5年12月)	16,867人 (国保連データ令和5年12月)

出典：厚生労働省資料による。

資 2-15-2 就労準備支援事業の概要

就労準備支援事業

対象者

※国は、全国実施のための体制整備や支援の質の向上を図るための指針（告示）を策定することとする。

長期離職者や対人関係の不安等により、すぐに就職活動をすることが難しく、就労に向けた準備が必要な者

※世帯全体でみると収入があるなど、収入・資産要件に該当しなくても、本人には収入がなく、家族の失職などのきっかけで困窮に陥りやすいケースなど就労準備支援事業による支援が必要と認める者は幅広く対応。

支援の概要

※令和7年4月～ 必ず自立相談支援事業・家計改善支援事業と一体的に行う体制を確保し、効果的・効率的に実施するものとする。

- ・（利用前）自立支援機関のアセスメント、支援方針の決定の過程から就労準備支援員も積極的に関与し、就労準備支援事業のプログラムを試行的に利用しながら、就労面でのアセスメントを行う。
- ・（利用決定）支援プログラムを作成し、原則1年の利用とする（必要に応じて延長可能）。

本人の状態像

- 就労するための生活習慣が整っていない
- 他者との関わりに強い緊張や不安を抱えており、コミュニケーションが苦手（避けてしまう）
- 自尊心や自己有用感を喪失しており、就労に向けた一歩が踏み出せない
- 就労の意思が希薄・就労に関するイメージが持てない、就労に必要な情報が不足している

等

様々な状態像に対応できる多様な支援メニュー

- 本人のニーズ・課題に合わせ、日常生活自立、社会生活自立、経済的自立の3つの自立を想定した多様な支援メニューを開発し、通所、宿泊等の様々な形態で実施する。



（グループワーク）



（農作業体験）



（職場見学・就労体験）

- 地域を支援の場として活用すると、多様な人との関係性の中で本人の気持ちの変化や自己理解が深まる効果がある。

期待される効果

- ・ 社会生活の基礎能力の習得や社会体験活動を通して、就労に向けたステップアップを図ることができる。

出典：厚生労働省資料による。

資 2-15-3 就労訓練事業の概要

認定就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）

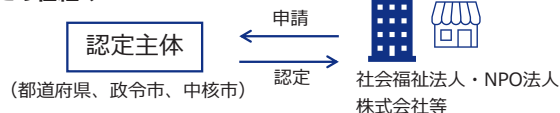
対象者

本人の状況に応じた柔軟な働き方をする必要があると判断された者

支援の概要

- 認定を受けた法人で、実際の業務を体験するなどの実践的な訓練を段階的（非雇用型・雇用型）に行うことにより、就労に必要な知識や経験を習得することを目指す。

① 認定の仕組み



② 訓練の種類

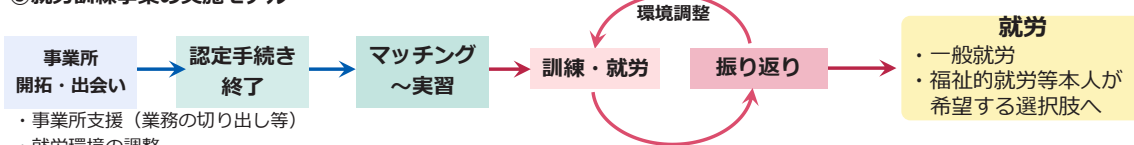
非雇用型

- ・ 無償・有償での就労訓練が可能
- ・ 本人の体調や作業内容について調整

雇用型

- ・ 最低賃金～給与規定に沿った賃金
- ・ 就労条件における一定の配慮や対応

③ 就労訓練事業の実施モデル



期待される効果

- ・ 対象者の状況に応じた柔軟かつ多様な働き方を可能とし、本人が希望する就労に向けたステップアップを実現。
- ・ また、認定就労訓練事業所の開拓等を通じて、地域における社会資源の開拓（地域づくり）を実現。

出典：厚生労働省資料による。

（2）農福連携に取り組む企業・団体等やソーシャルビジネスとの連携【施策番号 16】

法務省は、全国の保護観察所において、労働市場で不利な立場にある人々のための雇用機会の創出・提供に主眼を置いてビジネス展開を図る、いわゆる「ソーシャル・ファーム」との連携を進め、2024年（令和6年）5月末現在、全国195団体（前年：181団体）との間で、雇用や受入れ等の連携を実施している。また、いわゆる「ソーシャル・ファーム」と保護観察所との間で「ソーシャル・ファーム雇用推進連絡協議会」を開催し、相互理解を深めるとともに、一般就労と福祉的支援との狭間にある者への就労支援について協議を行い、協力雇用主への登録に理解を示すソーシャル・ファームについて、協力雇用主としての登録も促している。

また、2021年度（令和3年度）から、一部の刑事施設において、農福連携^{※21}に関する団体（以下「農福連携関係団体」という。）との意見交換会を開催し、2022年度（令和4年度）からは刑事施設66庁において実施している。農福連携関係団体からの意見を実際に聞くことで、矯正施設及び農福連携関係団体それぞれが抱える課題等について理解を深め、農福連携の取組を活用した社会復帰支援に向けた連携体制の構築につなげている。2022年度からは、刑事施設15庁において、農福連携関係団体の職員等を招へいの上、就農意欲を有する受刑者への面接や指導を実施し、刑務所出所者の就農に向けた取組の推進を図っている。2023年度（令和5年度）からは、農林水産省等の協力を得て、一部の少年院の職員が「農福連携技術支援者育成研修」を受講し、農業や福祉に関することを学び、農園芸指導等に農福連携の視点を取り入れている。

※21 農福連携

農業と福祉が連携し、障害者等の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者等の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組。

2019年（令和元年）6月に決定された「農福連携等推進ビジョン^{※22}」において、犯罪をした者等の立ち直りに向けた取組への広がりが見されたことから、法務省及び農林水産省が連携し、一般就労と福祉的支援との狭間にある犯罪をした者等の就農に向けた取組を推進している。

また、経済団体、農林水産業団体、福祉団体その他の関係団体、地方公共団体、関係省庁等の様々な関係者が参加し、国民的運動として農福連携等を展開していくため、2020年（令和2年）3月に農福連携等応援コンソーシアムを設置するとともに、2020年度（令和2年度）からは、農福連携に取り組んでいる優れた事例を表彰し、全国への発信を通じて横展開を図る「ノウフク・アワード」を実施している。

※ 22 農福連携等推進ビジョン

2019年（令和元年）6月に決定されてから5年が経過し、農福連携を取り巻く現状や課題が変化していることを踏まえて見直しが行われ、2024年（令和6年）6月、農福連携等推進会議において、「農福連携等推進ビジョン（2024改訂版）」を決定し、新たに2030年度（令和12年度）までの取組目標等が取りまとめられた。

COLUMN 1

【環境大臣賞受賞】

矯正局における再犯防止分野のEBPMの推進に向けた挑戦について

～刑務所における受刑者の就労支援希望の申出促進策に関する調査・分析～

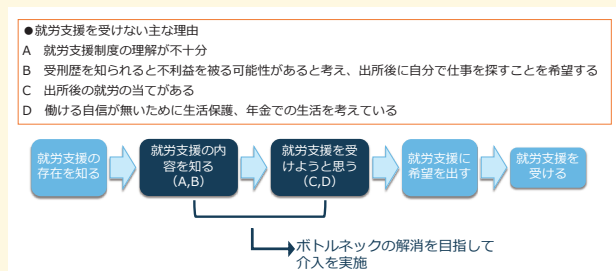
法務省矯正局

2024年（令和6年）1月、刑事施設における就労支援に関する課題解決のため、行動経済学（ナッジ）の知見を活用した介入方策を考案し、その介入方策として、ランダム化比較試験（RCT：Randomized Controlled Trial）の手法（介入を実施する対象をランダムに選択して実験し、その結果得られたデータを分析する手法）による効果検証を実施した取組が、環境省が主催するベストナッジ賞（環境大臣賞）¹を受賞しましたので、御紹介します。

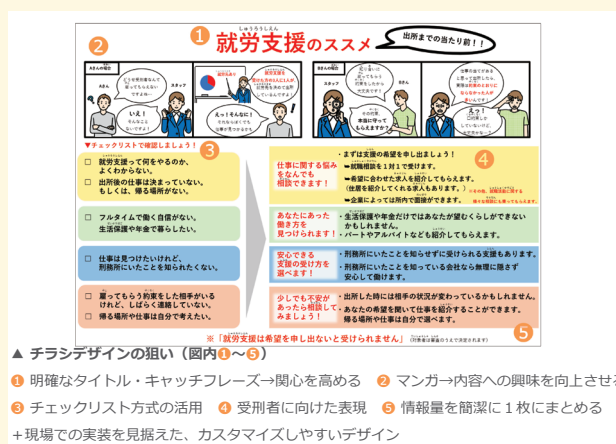
刑事施設においては、受刑者に対する就労支援に取り組んでいますが、就労支援は、希望者に対して実施される取組であるため、その対象者は、出所者全体の約2割程度に留まっており、受刑者に対して、就労支援の利用をより一層促進することが課題となっています。

そこで、その課題解決の手段として、「選択を禁じることも、経済的なインセンティブを大きく変えることもなく、人々の行動を予測可能な形で変える選択アーキテクチャー²のあらゆる要素」を特徴とする行動経済学（ナッジ）の知見の活用に向けた検討を進めました。

まずは、ナッジの知見を活用した介入方策案を検討するため、受刑者が就労支援を受けるまでのジャーニーマップ³を作成し、どこにどのような課題（就労支援を受けない理由）があるのかを整理しました。そして、その結果を踏まえ、介入方策として、受刑者に対し、就労支援に関するチラシを配布することとしました。



(ジャーニーマップ)



(使用したチラシ)

¹ ベストナッジ賞（環境大臣賞）

環境省等が行動経済学会との連携により、平成30年度から、ナッジを始めとする行動科学の知見を適切に活用し、また、普及させることを目的に行っているコンテスト。

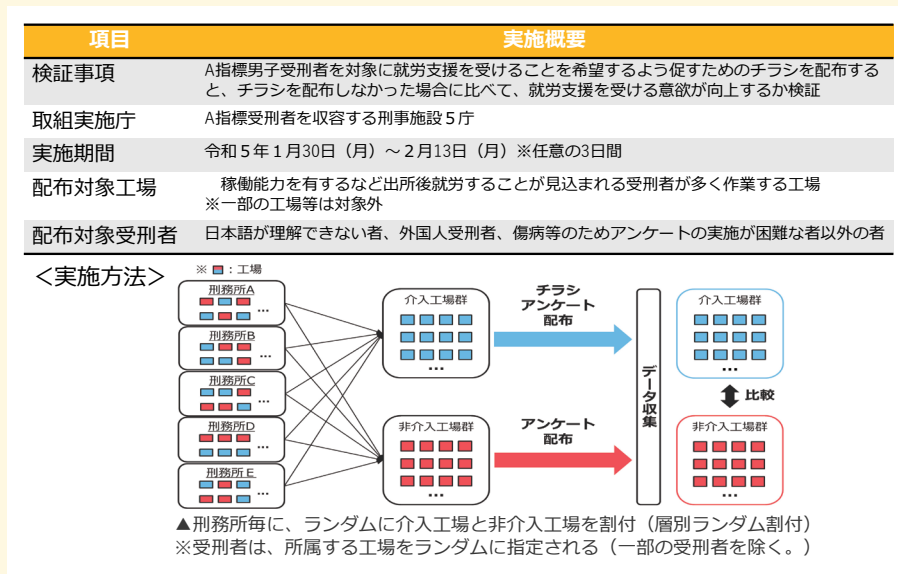
² 選択アーキテクチャー

行動科学の知見を活用し、人々の行動を望ましい方へ導くための環境設計のこと。設備構造や情報の見せ方を「設計」することで自発的な意思決定を促すところに特徴がある。

³ ジャーニーマップ

サービスの受け手が目的を達成するに当たってたどる流れの旅（ジャーニー）のプロセスに見立てて可視化するもの。

介入（チラシ配布）の効果を検証するため、就労支援の希望の有無等を確認する内容のアンケートを作成するとともに、五つの刑務所を試行庁とし、各刑務所における工場をランダムに介入工場（チラシとアンケートを配布する工場）と非介入工場（アンケートだけを配布する工場）に割り付けする層別ランダム割り付けを行いました。



チラシ配布の結果を分析したところ、「就労支援を受けることを希望する」ことについて、介入工場の受刑者と非介入工場の受刑者間に統計的に有意な差は確認できず、今回の効果検証においては、チラシ配布が「就労支援を受けることを希望するようになる」という成果に対する効果があったとは言えませんでした（ただし、ないとも言えません）。しかし、それは、それとして一つのエビデンスを蓄積できたと捉えています。

また、今回の試行のような介入（チラシ配布）について、高いエビデンスレベルを求める効果検証デザインにより介入と成果の因果関係の検証を行うことは、今後、様々な施策を検討する上で重要なことだと考えており、この結果を材料としてより良い改善策を検討することとしています。

さらに、今回の試行を通じ、刑事施設における効果検証デザインについてのアドバンテージとして、

- ① 受刑者の属性情報等のデータが既に取得されている
 - ② 介入の対象者／非対象者を明確に定義しやすい
 - ③ 介入群と非介入群が接触することで介入効果が非介入群に及んでしまうリスク（いわゆるコンタミネーションリスク）を最小化できる
 - ④ 刑事施設の性質上、外部要因の影響を受けにくい
- という点を整理することができました。

今回の調査・分析を通じて、就労支援の改善に向けた様々な示唆が得られました。EBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング。証拠に基づく政策立案）⁴の実践に当たっては、効果検証等の結果だけにとらわれるのではなく、施策の見直しや改善に向けたヒントが得られる貴重な機会として、果敢に効果検証に取り組んでいくことが重要です。本取組で得られた知見も活用しつつ、刑事施設ならではの利点があることを十分に理解した、現場の実情を踏まえた効果検証を行うことで、今後も質の高いエビデンスを蓄積することができると考えています。エビデンスは、公共財であるものの、共有されづらい側面があることから、引き続き、国として、エビデンスの蓄積とその共有を進めてまいります。

なお、詳細は、法務省ホームページ⁵に掲載されておりますので、御覧ください。

⁴ EBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング。証拠に基づく政策立案）
政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化した上で合理的根拠（エビデンス）に基づくものとする
こと。（出典：内閣府ウェブサイト）

⁵ 「刑務所における受刑者の就労支援希望の申し出促進策に関する調査・分析」について
https://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei13_00006.html



第2節 住居の確保等

1 矯正施設在所中の生活環境の調整の充実

(1) 矯正施設在所中の生活環境の調整の充実【施策番号 17】

法務省は、保護観察所が行う矯正施設に収容中の者に対する生活環境の調整^{*23}を充実させるため、生活環境の調整について地方更生保護委員会の関与を強化し、地方更生保護委員会が、矯正施設収容後の早期の段階から矯正施設に収容中の者に対し帰住先^{*24}や必要な支援等に関する調査を行うなどした上で、保護観察所に対して指導・助言・連絡調整を行い、保護観察所はこれを踏まえて、福祉サービスや民間の依存症回復支援施設等への帰住調整も含め、適切な帰住先や必要な支援等を迅速に確保するための取組を行っている。2023年（令和5年）は、地方更生保護委員会における矯正施設に収容中の者に対する帰住先等の調整に関する面接調査が4,317件（前年：3,972件）行われた。また、2024年（令和6年）4月現在で、専ら当該調査及び調整を行う地方更生保護委員会の保護観察官を全国の刑事施設11庁^{*25}に駐在させ、生活環境調整の充実強化と仮釈放の積極的な運用を図っている。

(2) 受刑者等の親族等に対する支援【施策番号 18】

法務省は、刑事施設において、受刑者の改善更生と円滑な社会復帰に資するよう、受刑者と親族や雇用主等との外部交通（面会、信書の発受及び電話等による意思連絡）の適切な運用に努めている。

少年院では、在院者の保護者を対象とする保護者会を開催し、同会に参加した保護者に対し、在院者に対する教育方針や教育内容・方法、社会復帰に向けた支援の実施等への理解と協力を得るため、在院者の処遇に関する情報提供、少年院の職員による面接の実施、少年院で実施する活動への参加の働き掛け等を行っている。2023年（令和5年）は、859回（前年：678回）の保護者会を実施し、延べ2,001人（前年：1,364人）の保護者が参加した。また、保護者の矯正教育^{*26}への理解を促進し、職員と協働して在院者の有する問題及び課題を解決するために努力する意欲を向上させること、在院者との相互理解を深めさせること、在院者を監護する役割についての認識を深めさせることを目的として、保護者参加型プログラムを実施している。2023年は、173回（前年：106回）の保護者参加型プログラムを実施し、延べ1,072人（前年：320人）の保護者が参加した。

保護観察所では、矯正施設に収容中の者の出所後の生活環境の調整の一環として、矯正施設に収容中の者の親族等に対し、受刑者等の改善更生を助けることへの理解や協力を求めるとともに、相談に応じたり、支援機関の情報提供をしたりするなど、必要に応じた支援を実施している。例えば、薬物依存がある矯正施設に収容中の者の家族に対しては、薬物依存についての知識、本人との接し方、他の関係機関や民間団体からの支援にはどのようなものがあるかといった助言等を行うため、引受人・

※23 矯正施設に収容中の者に対する生活環境の調整

刑や保護処分執行のために矯正施設に収容されている者の出所後の帰住予定地を管轄する保護観察所の保護観察官や保護司が引受人等と面接するなどして、帰住予定地の状況を調査し、住居、就労先等が改善更生と社会復帰にふさわしい生活環境となるよう調整するもの。これに加えて、地方更生保護委員会において、調整が有効かつ適切に行われるよう、保護観察所に対して指導や助言を行っているほか、収容中の者との面接等による調査も行っている。これらの調整結果は、仮釈放等審理のほか、受刑者等の仮釈放後の保護観察や満期釈放後の更生緊急保護（【施策番号 25】参照）等に活用されている。

※24 帰住先

帰住先とは、刑事施設、少年院に収容されている者が、出所・出院後、一定期間生活をしていく場所を指す。親族・知人宅のほか、就労先の寮、更生保護施設や自立準備ホーム、グループホーム等の社会福祉施設等がある。

※25 地方更生保護委員会の保護観察官が駐在する刑事施設

札幌（札幌刑務支所を含む）、宮城、府中、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、高松及び福岡刑務所

※26 矯正教育

少年院が、保護処分又は刑の執行として、在院者の犯罪的傾向を矯正し、並びに在院者に対し、健全な心身を培わせ、社会生活に適応するのに必要な知識及び能力を習得させるために行う体系的かつ組織的な指導。

家族会^{※27}を開催している。2023年度（令和5年度）は、引受人・家族会を147回（前年度：140回）実施、770人（前年度：781人）の引受人や家族が参加した。

2 更生保護施設等の機能の充実・一時的な居場所の確保

（1）更生保護施設の整備及び受入れ・処遇機能の充実【施策番号19】

法務省は、出所後の適当な住居等がない刑務所出所者等を更生保護施設^{※28}で一時的に受け入れて、社会適応に必要な生活指導を行うなど、刑務所出所者等の居場所の確保に取り組んでいる。2023年度（令和5年度）の更生保護施設への委託実人員は6,371人（前年度：6,565人）であり、そのうち、新たに委託を開始した人員は4,959人（前年度：5,120人）であった。また、1日当たり1人を単位とした年間収容延べ人員は53万4,884人（前年度：52万5,233人）で、1人当たりの平均委託期間は84.0日（前年度：80.0日）であった。法務省は、刑務所出所者等がそれぞれの特性等に応じた支援を受けられるよう、更生保護施設のうち一部を、高齢・障害者等を積極的に受け入れる指定更生保護施設や、薬物依存からの回復に重点を置いた処遇を行う薬物処遇重点実施更生保護施設に指定した上で、これらの施設に、専門の職員を配置すること等により更生保護施設の受入れ及び処遇機能の充実を図っている（指定更生保護施設については【施策番号32イ】を、薬物処遇重点実施更生保護施設については【施策番号36】を参照）。

また、2023年（令和5年）4月からは、保護観察所が更生保護施設に対して、入所者や施設を退所した者等の特性に応じた多様な措置（特定補導）の委託を開始し、2024年（令和6年）4月現在において、83施設において実施している（[資2-19-1](#)参照）。

※27 引受人・家族会

保護観察所は、規制薬物等に対する依存がある生活環境調整対象者又は保護観察対象者の引受人や家族が薬物依存に関する正確な知識を持ち、薬物依存当事者に対して適切に対応する方法を身に付けることや、支援機関等の情報を得て家族等自身が必要な支援を受けられるようになること等を目的として、医療・保健・福祉機関や自助グループ等と連携して薬物依存者の家族等を対象とした引受人・家族会を定期的に実施している。

※28 更生保護施設

更生保護事業法（平成7年法律第86号）第2条第7項に定める施設で、主に保護観察所からの委託を受けて、住居がない、頼るべき人がいないなどの理由で直ちに自立することが難しい保護観察対象者や更生緊急保護（【施策番号25】参照）の対象者を受け入れて、宿泊場所や食事の提供、社会復帰のための就職援助や生活指導、施設退所者に対する通所又は訪問による支援等を行う。2024年（令和6年）4月現在、全国に102施設あり、更生保護法人（同法第2条第6項に定める法人で、更生保護施設の運営など更生保護事業（【施策番号20】参照）を営むことを目的とする団体が、同法の規定に基づき、法務大臣の認可を受けて設立する法人）により99施設が運営されているほか、社会福祉法人、特定非営利活動法人及び一般社団法人により、それぞれ1施設が運営されている。その内訳は、男性のみ受け入れている施設が87施設、女性のみ受け入れている施設が7施設、男女とも受け入れている施設が8施設となっている。収容定員の総計は2,403人であり、男性が成人1,888人と少年318人、女性が成人150人と少年47人である。

資 2-19-1 特定補導について

更生保護施設における特定補導について

背景

- 「これからの更生保護事業に関する提言」（平成31年3月、これからの更生保護事業に関する有識者検討会）等により、更生保護施設において、個別の問題に対応可能な各種処遇メニューを更に広く取り入れ、その内容を充実させていくこと等が提言
- 令和5年施行の改正更生保護事業法で、更生保護施設における「特定の犯罪的傾向を改善するための援助」が明記

➤➤➤ 更生保護施設において「特定補導」を開始（R5.4～）

目的

更生保護施設が、犯罪をした者等に対する処遇の専門施設として、対象者の特性に応じた専門的な指導や支援を実施すること

概要

内容

更生保護施設が行う処遇のうち、日常生活指導など基礎的な処遇以外の処遇を、その内容や負担等に応じて4つの類型に分類して実施

対象者

- ・更生保護施設入所者
- ・更生保護施設退所者等の通所者 ※ これらの者のうち、個々の特性や問題性などに応じて対象者を選定

類型

A群	認知行動療法等 (薬物依存回復プログラム等)	認知行動療法等に基づき、特定の犯罪的傾向を改善するための体系化された手順により対象者の認知の偏りなどを修正し、問題行動を変容させることを内容とするもの
B群	依存回復訓練 (グループ・ミーティング等)	グループ・ミーティング等の形式で実施され、薬物、アルコール、ギャンブル等に対する依存からの回復に向けた取組を実施又は維持させることを内容とするもの
C群	社会適応訓練 (ソーシャルスキル・トレーニング等)	SST、就労セミナー、コラージュ療法等、自立した生活を営む上で改善すべき個別の課題や問題性を解消するために個別的に働き掛けることを内容とするもの
D群	地域移行支援 (社会奉仕活動、地域交流活動等)	社会奉仕活動、地域交流活動等、自立した生活を営む上で必要な集団における体験や機会を提供することを内容とするもの

出典：法務省資料による。

(2) 自立支援の中核的担い手としての更生保護施設等の事業の促進及び委託費構造の見直し【施策番号 20】

法務省は、高齢者又は障害のある者等に対する特別処遇【施策番号 32 参照】、薬物依存者への薬物依存回復処遇【施策番号 36 参照】等、入所者の特性に応じた処遇はもとより、更生保護施設退所者等が地域生活に定着するまでの間の継続的な支援として、生活相談支援や特定補導【施策番号 19 参照】の実施を更生保護施設（【施策番号 19】参照）に委託する取組を行っている。2017 年度（平成 29 年度）からは、更生保護施設において、更生保護事業^{※29}の一つである通所・訪問型保護事業として更生保護施設退所者等が更生保護施設に通所して支援を受ける「フォローアップ事業」（資 2-20-1 参照）を、2021 年（令和 3 年）10 月からは、更生保護施設退所者等の自宅等を訪問するなどして継続的な支援を行う「訪問支援事業」（【施策番号 87】参照）を実施している。

また、2023 年（令和 5 年）4 月から、保護観察所が更生保護施設に対して、入所者や施設を退所した者等の特性に応じた多様な措置（特定補導）の委託を開始するなど事業の見直しに取り組んでいる（【施策番号 19】参照）。

※ 29 更生保護事業

更生保護事業法第2条第1項に定める事業で、「宿泊型保護事業」、「通所・訪問型保護事業」及び「地域連携・助成事業」をいう。宿泊型保護事業とは、保護観察対象者等を更生保護施設に収容して、宿泊場所を供与し、必要な生活指導又は特定の犯罪的傾向を改善するための援助等を行い、その改善更生に必要な保護を行う事業をいう。

通所・訪問型保護事業とは、更生保護施設その他の適当な施設に通所又は訪問する等により、保護観察対象者等に対し、宿泊場所への帰住、医療又は就職を助け、必要な生活指導又は特定の犯罪的傾向を改善するための援助を行い、金品を給与し、又は貸与し、生活の相談に応ずる等その改善更生に必要な保護（宿泊型保護事業として行うものを除く。）を行う事業をいう。

地域連携・助成事業とは、保護観察対象者等の改善更生に資する事業として、公共の衛生福祉に関する機関その他の者ととの地域における連携協力体制の整備、地域住民の参加の促進を行う等のほか、宿泊型保護事業、通所・訪問型保護事業その他保護観察対象者等の改善更生を助けることを目的とする事業に関する啓発、連絡、調整又は助成を行う事業をいう。

資 2-20-1 更生保護施設におけるフォローアップ事業の概要

更生保護施設に対する「通所処遇」の委託
(フォローアップ事業：平成29年度～)

目 的

(更生保護施設を退所するなどして) 地域に居住している者の自立更生のため、更生保護施設の有する処遇の知見等を基にした**継続的な支援**を実施するもの。

内 容

- **生活相談支援**
更生保護施設職員の面接等による**生活相談への対応**(自立更生に向けた**助言・支援**)
- その他、**薬物等への依存からの回復支援**など、**改善更生に資する様々な働きかけ**を集団又は個別で実施

対 象

保護観察対象者及び**更生緊急保護対象者**のうち、**支援内容に応じて**、次の者が対象

①生活相談支援

原則として**更生保護施設を退所した者**のうち、更生保護施設への**通所が可能**であり、自立更生に向けた生活上の課題解決に向けて生活相談支援が有用であると認められる者

②その他

更生保護施設への通所が可能な者のうち、**薬物への依存**を有するなど、**改善更生に向けた働きかけが必要**と認められる者

法制上の
位置付け

- **通所・訪問型保護事業**(更生保護事業法第2条第3項)
- 補導援護及び更生緊急保護における「**社会生活に適應させるために必要な生活指導**」(更生保護法第58条第6号、第85条第1項)の委託

出典：法務省資料による。

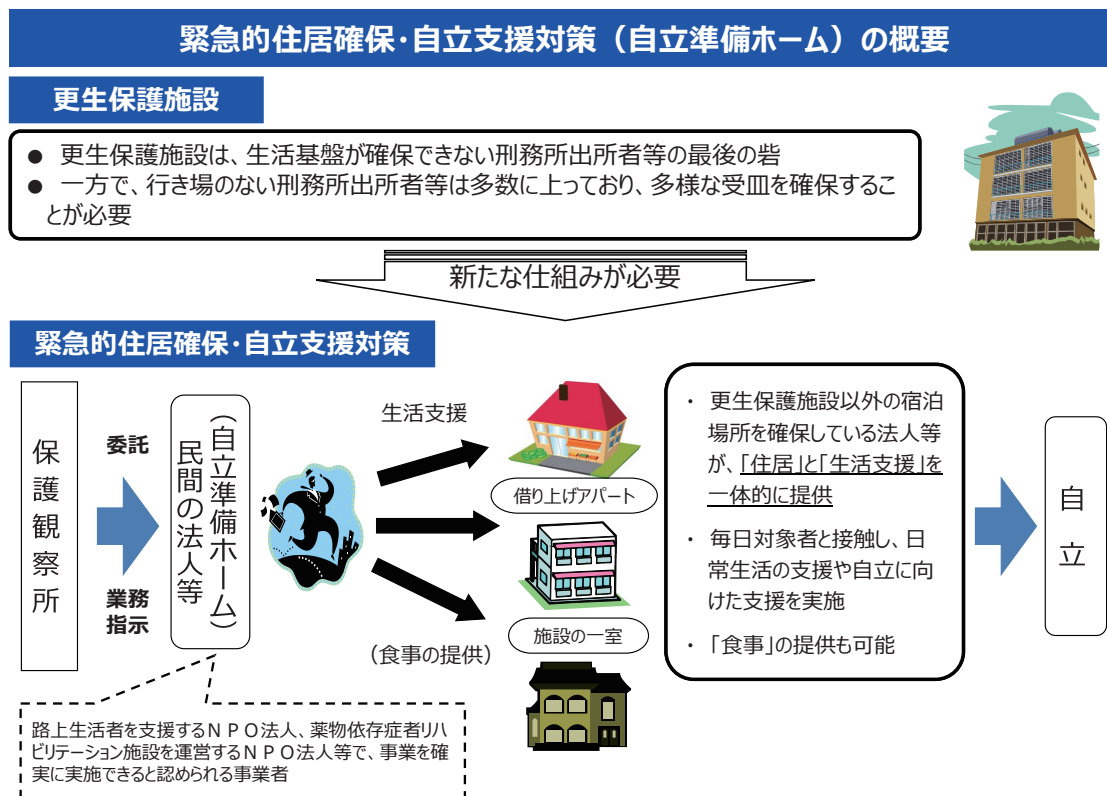
(3) 自立準備ホームの確保と活用【施策番号 21】

法務省は、保護観察所において、社会の中に多様な居場所を確保する方策として、「緊急的住居確保・自立支援対策」(資 2-21-1 参照)を実施しており、自立準備ホーム^{※30}としてあらかじめ保護観察所に登録された民間法人・団体等に、保護観察対象者等に対する宿泊場所や食事の提供、生活支援(自立準備支援)を委託している。2023年度(令和5年度)の委託実人員は1,775人(前年度:1,868人)(そのうち、新たに委託を開始した人員は1,394人(前年度:1,514人))、1日当たり1人を単位とした年間収容延べ人員は12万6,404人(前年度:12万7,486人)であり、1人当たりの平均委託期間は71.2日(前年度:68.2日)であった。

※30 自立準備ホーム

「緊急的住居確保・自立支援対策」に基づき、保護観察対象者等に対して、民間法人・団体等が提供する宿泊場所を「自立準備ホーム」と呼ぶ。2024年(令和6年)4月現在の登録事業者数は530事業者であり、その内訳は、特定非営利活動法人が161事業者、会社法人が156事業者、宗教法人が44事業者、その他が169事業者となっており、多様な法人・団体が登録されている。

資 2-21-1 緊急的住居確保・自立支援対策の概要



出典：法務省資料による。

3 地域社会における定住先の確保

(1) 居住支援法人との連携の強化【施策番号 22】

法務省は、犯罪をした者等のうち、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第2条第1項が規定する住宅確保要配慮者^{※31}に該当する者に対して、個別の事情を踏まえつつ、賃貸住宅に関する情報の提供及び相談を実施している。また、更生保護施設退所者の住居確保の観点から、保護観察対象者等の入居を拒まない住居の開拓・確保にも努めている。

また、2023年度（令和5年度）からは、居住支援法人^{※32}との相互理解を深め、連携を強化することを目的として、居住支援法人等の職員を矯正施設に招へいし、施設見学会及び意見交換会を各矯正管区が中心となって実施している。

(2) 公営住宅への入居における特別な配慮【施策番号 23】

国土交通省は、2017年（平成29年）12月に、各地方公共団体に対して通知を発出し、保護観察対象者等が住宅に困窮している状況や地域の実情等に応じて、保護観察対象者等の公営住宅への入居を困難としている要件を緩和すること等について検討するよう要請し、併せて、矯正施設出所者について、「著しく所得の低い世帯」として優先入居の対象とすることについても適切な対応を要請するなど、公営住宅への入居における特別な配慮を行った。また、通知の内容について、地方公共団体の担当者を対象とする研修会等において周知を行っている。

※31 住宅確保要配慮者
低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を養育している者、保護観察対象者等。

※32 居住支援法人
住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第59条に規定する法人で、住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、家賃債務の保証、円滑な入居の促進に関する情報の提供・相談、その他の援助等を実施する法人として都道府県が指定するもの。

（３）住居の提供者に対する継続的支援の実施【施策番号 24】

法務省は、保護観察対象者等であることを承知して住居を提供している者や公営住宅の事業主体である地方公共団体から、住居の提供に関する相談を受けた際は、更生保護官署において、その相談内容を踏まえて当該保護観察対象者等に指導及び助言を行うとともに、住居確保のための支援を行う協力雇用主に対する身元保証制度（【施策番号 11】参照）の活用事例について情報提供等を行うなど、保護観察対象者等であることを承知して住居を提供する者に対する継続的支援を行っている。

（４）満期釈放者等に対する支援情報の提供等の充実【施策番号 25】

法務省は、刑事施設において、出所後の社会生活で直ちに必要となる知識の付与等を目的として、講話や個別面接等による釈放前の指導を実施している。特に、適当な帰住先が確保できていないなど、釈放後の生活が不安定となることが見込まれる満期釈放者に対しては、刑事施設に配置された福祉専門官や非常勤の社会福祉士等が個別面接を行うなどして、受刑者本人のニーズを把握しながら、更生緊急保護^{※33}制度や、社会保障等の社会における各種手続に関する知識を付与し、必要な支援につなぐための働き掛けを行っている。

地方更生保護委員会では、満期釈放が見込まれる受刑者等について、継続的に保護観察官による面接を実施し、更生緊急保護制度について説示し、矯正施設収容中の申出への動機付けを行うとともに、保護観察所に更生緊急保護の実施に必要な情報提供を行っている。そして、保護観察所において、矯正施設収容中に更生緊急保護の申出があった場合は、釈放後直ちに必要な支援を受けられるよう、必要な調査や調整を行っている。矯正施設収容中、あるいは釈放後の申出にかかわらず、帰住先を確保できないまま満期釈放となった更生緊急保護対象者に対しては必要に応じて更生保護施設等への委託をするほか、保健医療・福祉関係機関等の地域の支援機関等についての情報提供を行うなど、一時的な居場所の提供や定住先確保のための取組の充実を図っている。2023年（令和5年）は、更生保護施設及び自立準備ホームに対して、2,359人（前年：2,280人）の満期釈放者等への宿泊場所の提供等を委託し、これらの者の一時的な居場所を確保した。

※ 33 更生緊急保護

更生保護法（平成19年法律第88号）第85条に基づき、保護観察所が、満期釈放者、保護観察に付されない全部執行猶予者及び一部執行猶予者、起訴猶予者等について、親族からの援助や、医療機関、福祉機関等の保護を受けることができない場合や、得られた援助や保護だけでは改善更生することができないと認められる場合、その者の申出に基づいて、食事・衣料・旅費等を給与し、宿泊場所等の供与を更生保護施設等に委託したり、生活指導・生活環境の調整などの措置を講ずるもの。刑事上の手続等による身体の拘束を解かれた後6月を超えない範囲内（特に必要があると認められるときは、更生緊急保護の措置のうち、金品の給与又は貸与及び宿泊場所の供与については更に6月を超えない範囲内、その他のものについては更に1年6月を超えない範囲内）において行うことができる。なお、2023年（令和5年）12月1日に施行された刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）による改正後の更生保護法においては、更生緊急保護の対象者に、処分保留で釈放された者のうち検察官が罪を犯したと認めたものが追加された。さらに、矯正施設収容中の段階から更生緊急保護の申出を行うことができることとされた。

COLUMN 2

三省（法務省・国土交通省・厚生労働省）協働による居住支援に係る取組状況

中国地方更生保護委員会調整指導官室

刑務所出所者等は、住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）として国土交通省令で定められています。中国地方更生保護委員会及び広島矯正管区（法務省）、中国地方整備局（国土交通省）及び中国四国厚生局（厚生労働省）は、三省協働で、刑務所出所者等を含む住宅確保要配慮者に対する住宅の確保等の課題に対応するための地域における住宅・福祉・司法が連携した居住支援の体制づくりに向け、市区町村単位での居住支援協議会の設立や運営が円滑に進むように、地方公共団体や居住支援法人と連携を図っています。また、様々な問題を抱えた刑務所出所者等の居住支援の仕組みについての検討も行っていますので、その取組状況について紹介します。

1 居住支援協議会の設立に向けて

住まいに困っている刑務所出所者等に対し、住まいの確保や生活の安定・自立の促進に係る各種支援を実現するためには、支援ネットワークである居住支援協議会を設立し、同協議会と行政機関が連携し、支援対象者が必要とする支援を1か所の窓口で提供できる体制を整備することが効果的です。

そこで、居住支援協議会を設立するための支援の在り方について三省間で意見交換を重ねるとともに、三省合同で地方公共団体や居住支援法人を対象としたニーズ調査を行いました。さらに、今後は居住支援協議会設立に向けた機運を醸成するために、「居住支援セミナー」を開催する予定です。

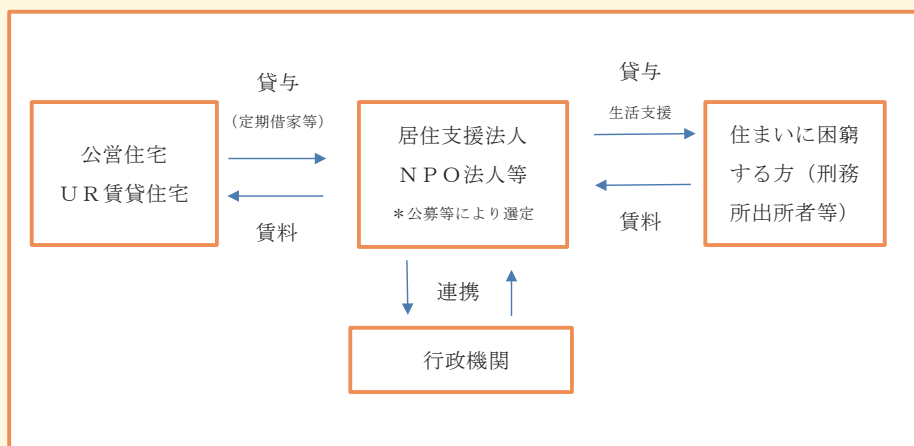
また、地方公共団体や居住支援法人の方々が、刑事政策について理解を深めていただけるよう、矯正施設や更生保護施設を会場とした見学及び意見交換会を開催し、今後は自立準備ホームでも同様の意見交換会を開催する予定です。



* 広島矯正管区提供

2 様々な問題を抱えた刑務所出所者等にも対応した居住支援に向けた仕組みの検討

住宅セーフティネットの根幹である公営住宅への入居を刑務所出所者等が希望した際に課題となり得る事項等について抽出し、それらの課題について公営住宅の事業主体である県や市の担当者との間で三省合同で意見交換するなどしてきました。今後も課題等の把握及び解消に向けて取組を継続していく予定です。併せて、地域生活における総合的な支援を長期間実施するための方策も構築していく予定です。



刑務所出所者等にも対応した居住支援事業スキーム案